

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成24年1月26日(2012.1.26)

【公開番号】特開2010-142229(P2010-142229A)

【公開日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【年通号数】公開・登録公報2010-026

【出願番号】特願2009-286615(P2009-286615)

【国際特許分類】

C 12 N 15/09 (2006.01)

C 12 Q 1/68 (2006.01)

C 12 N 9/12 (2006.01)

C 12 N 15/115 (2010.01)

【F I】

C 12 N 15/00 A

C 12 Q 1/68 A

C 12 N 9/12 H

C 12 N 15/00 H

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月6日(2011.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

反応化合物の保存可能な乾燥組成物を製造する方法であって、

a) 反応化合物の液体混合物であって、プライマー、ヌクレオチド、Taq DNAポリメラーゼ及び第一安定化分子を含んで成る液体混合物を準備する工程、及び

b) 前記液体混合物の周囲の圧力を減少させることで、前記液体混合物を乾燥する工程、を含んで成り、

ここで、前記反応化合物の乾燥組成物は水溶液中で可溶であり、工程a)における前記反応化合物の液体混合物は、第二安定化分子として、アプタマーを更に含んで成ることを特徴とする、方法。

【請求項2】

前記第一安定化分子がタンパク質である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記安定化分子がカゼイン又はBSAである、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記アプタマーが、配列番号9又は配列番号10の配列を有するアプタマーである、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

前記反応化合物の液体混合物が、マグネシウム塩を含んで成る緩衝水溶液である、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

前記液体混合物の周囲の圧力が、工程b)において、600mbar未満に減少される、請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項7】

前記圧力が400mbar未満に減少される、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記圧力が200mbar未満に減少される、請求項6に記載の方法。

【請求項9】

工程b)の前記乾燥が室温で実施される、請求項1～8のいずれか1項に記載の方法。

【請求項10】

前記反応化合物の液体混合物が更に検出プローブを含んで成る、請求項1～9のいずれか1項に記載の方法。

【請求項11】

前記検出プローブが蛍光標識プローブである、請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記反応化合物の液体混合物が更に鑄型DNAを含んで成る、請求項1～11のいずれか1項に記載の方法。

【請求項13】

プライマー、ヌクレオチド、Taq DNAポリメラーゼ、第一安定化分子及び第二安定化分子としてのアプタマーを含んで成る反応化合物の乾燥組成物であって、室温で少なくとも1週間保存した後、再溶解の際にPCR活性を提供する乾燥組成物。

【請求項14】

前記反応化合物の乾燥組成物が更に検出プローブを含んで成る、請求項13に記載の反応化合物の乾燥組成物。

【請求項15】

前記第一安定化分子がタンパク質である、請求項13又は14に記載の反応化合物の乾燥組成物。

【請求項16】

前記安定化分子がカゼイン又はBSAである、請求項15に記載の反応化合物の乾燥組成物。

【請求項17】

前記アプタマーが配列番号9又は配列番号10の配列を有するアプタマーである、請求項13～16のいずれか1項に記載の反応化合物の乾燥組成物。

【請求項18】

PCR増幅を実施するための方法であって、

a) 水溶液を添加することで請求項13～17のいずれか1項に記載の反応化合物の乾燥組成物を再溶解する工程、及び

b) 再溶解された反応化合物を含んで成る水溶液を用いてサーモサイクリングプロトコールを実施する工程、
を含んで成る方法。

【請求項19】

前記水溶液が、サーモサイクリングプロトコールによって増幅されるべき標的核酸を含んで成る、請求項18に記載の方法。